

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年7月3日

長野地方法務局松本支局 登記官 青木稔典
記

1 手続番号

(1) 第1004-2022-0005号

(2) 第1004-2022-0006号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

(1) 松本市大字里山辺字南原4217番1

(2) 松本市大字里山辺字南原4218番1